

日本混合研究法学会役員選出に関する規定

第1条 この規定は、日本混合研究法学会役員(理事・監事)選出に必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員は以下で構成する。

(1)理事会選出の理事1名(委員長)。

(2)会員から1～2名。

(3)選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。

(理事・監事選挙)

第3条 選挙権は、選挙前年度の会費を12月31日までに納入した正会員に与える。

第4条 被選挙権は、選挙前年度の会費を12月31日までに納入した正会員に与える。

第5条 理事・監事に立候補する者は所定の届け出用紙に氏名、会員番号、立候補理由を、推薦する者は所定の用紙に推薦する者の氏名、会員番号、推薦者氏名、会員番号、推薦理由を記載し、届け出期間に選挙管理委員会に提出する。尚、推薦候補の場合、本人の承諾を得たものとする。

第6条 選挙管理委員会は、理事・監事の立候補、推薦候補を受付け、届け出を受理した者を被選挙人名簿に掲載する。

第7条 選挙公示は、学会ホームページ、電子メールを通じて行う。

第8条 原則として、投票は郵送により実施する。

第9条 投票は、理事・監事被選挙人名簿の中から、理事は4名連記、監事は1名記載する。

第10条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成・押印した用紙のみを有効とする。所定の用紙以外の用紙、複製・改ざんした用紙、破損や汚濁が激しく判別不能の用紙は無効とする。

第11条 開票は、選挙管理委員会が行う。

第12条 候補者数が定数と同数以下の場合は、無投票により当選とする。

第13条 前条の場合、当選人名簿を学会ホームページにより速やかに公表する。不信任の意思を申し出たい会員は、不信任する者の氏名を電子メールにより選挙管理委員会に申し出期間内に申し出る。

第14条 前条で選挙人の過半数の不信任があった場合、当選を無効とする。

第15条 理事は有効投票を多数得た者から順に上位8名を当選人とし、監事は上位2名を当選人とする。

第16条 次の投票は無効とする。

(1)投票用紙封入用封筒に投票者の記名があるもの。

(2)返信用封筒に投票者の記名がないもの。

(3)候補者氏名が不鮮明で読み取りが不可能であるもの。

(4)被選挙人名簿にない氏名が書かれたもの。

(5)同姓の候補者で、姓のみしか記載されていないもの。

(6)白紙。

第17条 得票数が同数の場合、入会年月日の早い者を名簿の上位とする。

第18条 当選人が辞退したときは、次点の者から繰り上げて当選とする。

第19条 選挙管理委員会は、当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得た者を理事会に報告する。

2.理事会は選任された理事・監事を総会に報告する。

第20条 理事の立候補者、および推薦候補者の合計が8名に達しないとき、また監事の立候補者、および推薦候補者の合計が2名に達しないとき、ならびに当選人が就任

を辞退し、理事 8 名、監事 2 名に満たない場合、補欠選挙は行わない。
第21条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

この規定は、平成 28 年 11 月 17 日から施行する。